

清川村と株式会社クリエイト エス・ディーとの連携と協力に関する包括協定書

清川村（以下「甲」という。）と株式会社クリエイトエス・ディー（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、清川村内における地域の一層の活性化と村民サービスの向上に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、村民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) クリエイト エス・ディーの清川村への出店・運営に関する事
- (2) 少子化対策・子育て支援に関する事
- (3) 高齢者・障害者支援に関する事
- (4) 教育・文化の振興に関する事
- (5) 村政情報の発信や観光振興に関する事
- (6) シティプロモーションに関する事
- (7) 健康増進・未病に関する事
- (8) 地域防災に関する事
- (9) 地域の安全・安心に関する事
- (10) その他、村民サービスの向上・地域社会の活性化に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は、随時情報を交換し、協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月23日

甲 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 大矢 明夫

乙 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2
株式会社クリエイトエス・ディー

代表取締役社長 廣瀬 泰三



清川村